

名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について公表する。

平成 18 年 10 月 31 日

名古屋市長 松原 武久

名古屋市（以下「市」という。）は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示 11 号、以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施方針として定め、ここに公表するものである。

名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業

実施方針

平成18年10月31日

名古屋市

目 次

1．特定事業の選定に関する事項	
（1）事業内容に関する事項	1
（2）特定事業の選定方法等に関する事項	6
2．事業者の募集及び選定に関する事項	
（1）事業者選定の方法	8
（2）選定の手順及びスケジュール	8
（3）応募手続き等	8
（4）応募者の参加資格要件	10
（5）提案の審査及び事業者の選定に関する事項	13
（6）契約に関する基本的な考え方	15
（7）提出書類の取扱い	16
3．事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	
（1）リスク分担の考え方	17
（2）要求する性能等	17
（3）事業者の責任の履行の確保に関する事項	17
（4）事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	17
4．公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
（1）立地に関する事項	20
（2）施設要件等に関する事項	20
（3）開館時間等に関する事項	21
（4）土地に関する事項	21
5．事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	
（1）係争事由に係る基本的な考え方	22
（2）管轄裁判所の指定	22
6．事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
（1）基本的な考え方	23
（2）本事業の継続が困難となった場合の措置	23
（3）金融機関と市との協議	23

7．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	24
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	24

8．その他特定事業の実施に関し必要な事項	
(1) 情報公開及び情報提供	25
(2) 市会の議決	25
(3) 入札に伴う費用の負担	25
(4) 問合せ先	25

添付書類等

- 様式 1 実施方針に関する説明会・現地見学会参加申込書
- 様式 2 実施方針等に関する質問書
- 様式 3 実施方針等に関する意見書

- 資料 1 事業予定地
- 資料 2 リスク分担表
- 資料 3 サービス購入料の考え方

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

- 【公共施設等の管理者】: 本事業を P F I 事業として民間事業者を実施させようとする公的主体をいう。
- 【事業者】 : 本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
- 【応募企業】 : 施設の建設、運営及び維持管理の能力を有し、本事業に参加する単独の企業をいう。
- 【応募グループ】 : 施設の建設、運営及び維持管理の能力を有し、本事業に参加する者で、複数の企業で構成されるグループをいう。
- 【構成員】 : 応募グループを構成する企業をいう。その全てが特別目的会社に必ず出資し、出資は構成員のみとする。
- 【協力会社】 : 応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。
- 【応募者】 : 応募企業又は応募グループ及び協力会社をいう。
- 【応募各社】 : 応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のそれぞれの企業をいう。
- 【資格審査通過者】: 参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
- 【入札参加者】 : 資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を期限内に提出した者をいう。
- 【選定委員会】 : P F I 法に基づく事業実施に必要な事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
- 【落札者】 : 選定委員会から優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
- 【特別目的会社】 : 本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。S P C (Special Purpose Company) ともいう。
- 【実施方針等】 : 実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び添付書類をいう。
- 【入札説明書等】 : 入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、基本協定書案、様式集等をいう。
- 【事業提案書】 : 資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいう。
- 【本施設】 : 本事業で、事業者が整備する施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。ただし、民間設置施設は含まないものとする。
- 【要求施設】 : 本施設のうち、付加施設を除く全ての施設及び設備をいう。
- 【付加施設】 : 本施設の一部として、スポーツ及びレクリエーションの利用に供する施設又は要求施設の利用者の利便性の向上に資する施設として事業者が自らの責任と費用により維持管理及び運営する必須の施設をいい、要求施設と競合しない施設とする。
- 【民間設置施設】 : 本施設には含まない別の建物又は施設として、スポーツ及びレクリエーションの利用に供する施設又は要求施設の利用者の利便性の向上に資する施設若しくは地域住民等の利便性の向上に資する施設のうち本事業の実施に

資するものとして市が適当と認めるものをいう。当該施設は、事業者が自らの責任と費用により設計、建設、維持管理及び運営する任意の施設をいい、要求施設と競合しない施設とする。

【既存駐輪場】：ガイドウェイバス小幡緑地駅利用者のために設置されている駅南側にある既存の駐輪場をいう。(本施設には含まない。)

【サービス購入料】：本施設の設計、建設及び運営・維持管理業務に係るサービスの対価として市が事業者に対して支払う料金をいい、本施設の設計、建設業務に係る費用と運営・維持管理業務に係る費用で構成される。

【特許権等】：特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。

【市ホームページ】：名古屋市守山スポーツセンター(仮称)整備・運営事業に関するホームページをいう。ホームページアドレスは、8.(4)に示す。

【情報システム】：名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システムをいい、インターネットや電話(コンピューターによる自動応答)から市が管理するスポーツ施設の各種最新情報の入手や利用申込等ができるシステムをいう。

【利用調整】：全国的な競技大会等のために競技場等を使用しようとする場合において、市総合体育館及びスポーツセンター間で利用を調整することをいう。

【交付金】：要求施設の整備に要する費用に充当するため「安心・安全な学校づくり交付金交付要綱」(平成18年度制定。文部科学省)に基づき、国から市へ交付される交付金をいう。

施設関連用語関係表

施設名		内容	備考
本施設	要求施設	本施設のうち、付加施設を除く全ての施設及び設備(外構、駐車場、駐輪場等含む)	地方自治法第244条の2第1項に定める公の施設として整備
	付加施設	次のいずれかの施設として事業者が提案し整備する施設 ・スポーツ及びレクリエーションの利用に供する施設 ・要求施設の利用者の利便性の向上に資する施設	・要求施設と競合しない施設 (維持管理及び運営に必要な内装等の仕上げ、設備・機器・備品等の設置、維持管理及び運営に係る費用は事業者負担)
民間設置施設		次のいずれかの施設として事業者が提案し整備する施設 ・スポーツ及びレクリエーションの利用に供する施設 ・要求施設の利用者の利便性の向上に資する施設 ・地域住民等の利便性の向上に資する施設のうち、本事業の実施に資するものとして市が適当と認めるもの	・要求施設と競合しない施設 ・本施設とは別の建物又は施設 ・設計、建設、維持管理及び運営に係る費用は事業者負担

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業

2) 対象となる公共施設等の種類

体育施設（スポーツ練習場）

3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 松原 武久

4) 事業目的

現代の都市社会において、スポーツ・レクリエーションは、体力の向上に加えてストレスの解消、家族や仲間とのふれあいなど、心身ともに健康な生活を送るためには極めて重要な役割を担っている。

これまで市は、昭和 57 年 10 月に「名古屋市スポーツ振興計画（レインボープラン）」を策定し、スポーツ事業の充実やスポーツ施設の整備を推進してきた。

その後も、少子・高齢化の急速な進行など時代の課題・要請に添い、「名古屋新世紀計画 2010」（平成 12 年 9 月発表）や「なごやマイ・スポーツ推進プラン」（平成 14 年 3 月策定）に基づき、スポーツ及びレクリエーション振興に係るさまざまな施策を充実・展開してきた。

こうした施策のもと、市民の身近なスポーツの場の提供として、各区にスポーツセンターの整備を順次進め、これまでに昭和 57 年に開館した名古屋市露橋スポーツセンター始め 12 館を整備してきたところであり、現在、既設 12 館で年間延べ 300 万人以上の市民がスポーツセンターを利用している。

本事業は、守山区に新たにスポーツセンターを整備することにより、子どもから高齢者まで、誰もがスポーツを楽しめる地域の生涯スポーツの場を提供し、さらには、既設のスポーツセンター等と連携した施設運営を通じて、市のスポーツ及びレクリエーションの普及・振興を総合的に図ろうとするものである。

整備予定地周辺は、土地区画整理事業などにより宅地供給が進み、また、ガイドウェイバスの整備に伴う都心部への直結など、市街地への交通アクセスも整備され、今後の発展が大きく期待される地域である。

市は、本事業の実施において、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用する PFI を導入することにより、設計・建設並びに維持管理・運営を一体として事業者が行うことによるトータルコストの圧縮のほか、民間によるこれまでにない魅力ある施設の整備や、スポーツ事業の充実など、効率的で質の高いサービスが提供され、利用率の向上等が図られるなどの効果を期待する。

5) 事業範囲

事業者が、PFI法に基づき、新たに本施設を設計、建設し、運營業務、維持管理業務等を遂行することを事業の範囲とする。

また、要求施設は公の施設であることから、事業者は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による「指定管理者」として要求施設の維持管理及び運営の業務を実施する。なお、指定管理者の指定にあたっては、事前に関連の条例の改正等を必要とするとともに、議会の議決が必要となる。

また、具体的な業務内容については、入札説明書等において示す。

本施設の設計及び建設に関する業務

- ・本施設整備に係る事前調査及びその他関連業務
- ・本施設に係る設計及びその関連業務
- ・本施設に係る建設工事及びその関連業務
- ・既存駐輪場の移設・撤去業務
- ・備品（体育器具類を含む）等の調達及び設置業務
- ・工事監理業務
- ・市が行う交付金申請の協力業務
- ・本施設の引き渡し
- ・建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・その他本事業を実施する上で必要な業務

要求施設の維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・備品（体育器具類を含む）等の更新及び保守管理業務
- ・外構施設保守管理業務
- ・清掃業務
- ・警備業務
- ・植栽等の維持管理業務
- ・衛生管理及び測定業務
- ・駐車場管理業務
- ・駐輪場管理業務（移設後のガイドウェイバス利用者駐輪場の管理を除く）
- ・その他本事業を実施する上で必要な業務

注) 大規模修繕の取扱いについて

本事業の事業期間において、施設設備に関する大規模修繕については、原則として、本事業に含まないものとする。

なお、大規模修繕の詳細は、入札説明書等において示す。

要求施設の運營業務

- ・施設の供用に関する業務（大会等の円滑な実施のための関係団体との事前調整等を含む。）
- ・スポーツ及びレクリエーション活動に対する助言及び指導業務
- ・スポーツ及びレクリエーションに関する講座、教室等の開催・運営業務（ ）
- ・スポーツ及びレクリエーションに関する相談業務
- ・スポーツ及びレクリエーションに関する情報の提供業務
- ・要求施設の使用料金徴収代行業務及びこれに付随する業務
- ・要求施設の使用の許可業務（情報システムによる場合を含む）
- ・市が行う利用調整への協力業務
- ・他スポーツセンターの競技場等専用利用に係る使用料金徴収代行業務及びこれに付随する業務
- ・市総合体育館の競技場等専用利用に係る利用料金収納代理業務及びこれに付随する業務
- ・事業者が作成する施設ホームページ管理業務
- ・事業期間終了時における引き継ぎ業務
- ・市の主催事業への協力業務
- ・避難所の開設等災害発生時の対応業務
- ・その他本事業を実施する上で必要な業務

（ ）スポーツ及びレクリエーションに関する講座、教室等の開催・運営業務について市の事業として実施する業務であり、当該業務は要求施設において実施することとする。

また、この講座、教室等への参加料は、実費相当額として事業者がこれを徴収し、当該業務の実施に要する費用に充当するものとする。

なお、当該業務の実施にあたっては、事業者は要求施設の専用使用許可を受けする必要はない。

付加施設の整備、維持管理及び運営業務

事業者は、事業リスクが要求施設の維持管理及び運営に影響を及ぼさないように留意しつつ、付加施設の整備、維持管理及び運営を行うものとする。

整備に係る費用にあつては、設計及び建設に要する費用は市が負担するが、維持管理及び運営に必要な内装等の仕上げ並びに設備・備品等の設置に要する費用は事業者が負担する。また、維持管理及び運営に要する一切の費用にあつては、事業者が負担するものとする。

なお、事業者は付加施設の運営にあたり、市から行政財産である本施設の一部の貸付を受けることとし、別途、名古屋市財産条例に定める貸付料を市に支払うものとする。

また、当該付加施設の運営時間、利用に係る料金等にあつては、事業者が提案するものとする。要求施設の開館時間外において付加施設を運営しようとする場合は、事業者は、要求施設と付加施設の出入口等を分ける等、要求施設の維持管

理に支障がないように配慮しなければならない。

飲料等提供業務

事業者は、利用者の利便性向上を図ることを目的として、要求施設内に飲料等自動販売機を設置するものとする。自動販売機の設置に当たっては、市から行政財産である本施設の一部の貸付を受けることとし、別途、名古屋市財産条例その他関係規程に定める貸付料を市に支払うものとする。また、自動販売機の運営に要する光熱水費等は、事業者が負担するものとする。

事業者による付帯事業

事業者は、事業リスクが要求施設の維持管理及び運営に影響を及ぼさないよう留意しつつ、付加施設の整備、維持管理及び運営の他に下記の付帯事業を実施することができるものとする。

なお、詳細については、入札説明書等において示す。

ア 特定民間事業

事業者は、民間設置施設の施設内容及び運営方法（運営時間、利用に係る料金等）を提案できるものとし、民間設置施設の設計、建設、維持管理及び運営（以下「特定民間事業」という。）に要する一切の経費は、事業者が負担するものとする。

また、事業者は特定民間事業の実施にあたり、市から行政財産である事業用地の一部の貸付を受けることとし、別途、名古屋市財産条例に定める貸付料を市に支払うものとする。

なお、民間設置施設は、事業期間終了後、事業者の責任において、原則として撤去するものとする。

イ 民間教室事業

事業者は、付加施設又は民間設置施設において、付帯事業として料金を徴収してスポーツ教室等を実施することができる。

また、要求施設（トレーニング室を除く。）においても、市との協議により開館時間を延長した場合にあっては、当該延長した開館時間内において、施設の専用使用許可を受け、専用使用料を支払うことにより、付帯事業として料金を徴収してスポーツ教室等を実施することができるものとする。

6) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の設計、建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営及び維持管理業務を行う方式（BTO（Build Transfer Operate））により実施することを想定している。

7) 事業期間(予定)

本事業の事業期間は、平成20年3月から平成43年3月までの23年1か月間(設計・建設期間2年9か月間、運営・維持管理期間20年4か月間)とする。

8) 事業スケジュール(予定)

事業契約の締結	平成20年3月
設計・建設期間(開業準備期間を含む。)	平成20年3月～平成22年11月
供用開始	平成22年12月
運営・維持管理期間	平成22年12月～平成43年3月 (20年4か月間)

9) 事業者の収入に関する事項

市が支払うサービス購入料

市は、事業者が行う本施設の設計、建設に関する費用及び運営・維持管理に関する費用(付加施設の運営に必要な設備・機器・備品等の設置費用、維持管理及び運営に係る費用を除く。)を、事業者の提案金額を基に決定した金額をサービス購入料として事業者に支払うものとする。詳細については、資料3「サービス購入料の考え方」において示す。

ア 施設整備費に相当する対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、本施設の設計、建設等に要する費用に相当する対価(付加施設の整備費用のうち事業者が負担するものを除く。)を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って支払うものとする。

なお、市は、当該施設整備費用に相当する対価のうち、入札説明書等に定める一定額を建設期間中に支払い、その残額を運営期間中において均等に支払うものとする。

イ 維持管理・運営費に相当する対価

市は、事業契約に基づき、本施設が事業者から市に引渡された日から事業期間終了日までの間に、事業者が実施する要求施設の維持管理・運営業務に係る対価を事業者に支払うものとする。

なお、市は、維持管理・運営費に相当する対価を固定支払分と変動支払分に分け、変動分は要求施設の使用料()収入額の実績に応じて、支払額が変動する手法を採用する。詳細については、入札説明書等において示す。

() 要求施設の使用料の取扱い

要求施設は公の施設に該当し、その施設使用料は、市の収入となる。市は、地方自治法第243条及び同法施行令第158条に基づき、要求施設の使用料の徴

収を事業者に委託することとする。

付加施設等の運営収入

付加施設及び飲料等自動販売機の運営により得られた収入は、直接事業者の収入とする。

付帯事業収入

特定民間事業及び民間教室事業の実施により得られた収入は、直接事業者の収入とする。

10) 事業者の資金調達

本施設の設計及び建設並びに要求施設の維持管理及び運営事業(以下「本件整備・運営事業」という。)において、各構成員及び協力会社への最適リスク分担が行われ、かつ長期的に事業の安定遂行が図れるように、事業者は、必要となる資金を調達する方法として、プロジェクトファイナンスによる手法を採用すること。

プロジェクトファイナンスとは、構成員となる企業が有する信用力や資産を担保とするのではなく、特別目的会社を実施する本事業の資金繰りと収益を返済原資とし、本件整備・運営事業の資産を担保として行う融資形態をいう。これにより、市は金融機関のプロジェクト管理ノウハウが機能することを期待している。

11) 事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI法及び基本方針のほか、建築基準法をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

12) 市が実施する業務

本施設の設計及び建設に関する業務

- ・用地取得
- ・交付金申請手続
- ・その他本件整備・運営事業を実施する上で必要な業務

本施設の運営及び維持管理に関する業務

- ・モニタリングの実施
- ・利用調整
- ・その他本件整備・運営事業を実施する上で必要な業務

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 特定事業の選定にあたっての考え方

市は、PFI法、基本方針及び「VFM(Value for Money)に関するガイドライ

ン」などを踏まえ、市自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に本事業が実施されると認められる場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

2) 特定事業の選定手順

市は、特定事業の選定にあたり、次の手順により客観的評価を行う。

公共負担の定量的評価

本件整備・運営事業を市自らが実施する場合の公共負担額とPFIで実施する場合の公共負担額を比較することにより定量的に評価する。

PFIで実施することの定性的評価

本件整備・運営事業をPFIで実施する場合に、本施設の設計、建設、運営及び維持管理の水準の向上が確認される等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果について、定性的な観点から評価する。

上記、を踏まえた総合評価

上記の定量的評価及び定性的評価並びに、本実施方針等に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業をPFIで実施することの適否を評価する。

3) 特定事業の選定結果の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、速やかに平成19年1月(予定)にホームページにおいて公表する。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。
なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

(2) 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定に当たっては、以下の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

スケジュール（予定）	内容
平成18年10月31日	実施方針等の公表
平成18年11月6日	実施方針等に関する説明会
平成18年11月7日	現地見学会
平成18年11月8日～11月17日	実施方針等に関する質問受付
平成18年12月15日	実施方針等に関する質問回答の公表期限
平成19年1月	特定事業の選定
平成19年4月	入札公告、入札説明書等の公表・交付
平成19年5月	入札説明書等に関する質問受付
平成19年5月	入札説明書等に関する質問回答の公表
平成19年6月	参加表明の受付（資格審査書類の受付）
平成19年6月	資格審査結果の通知
平成19年9月	入札書、事業提案書の受付
平成19年11月	落札者の決定
平成20年3月	事業契約の締結

(3) 応募手続き等

1) 実施方針等に関する説明会

本事業への民間事業者の参入促進のため、次のとおり、実施方針等に関する説明会を開催する。参加希望者は、参加申込書（様式1）を平成18年11月2日（木）午後5時までに名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課へ提出すること（提出方法の詳細は様式1を参照すること。）。なお、説明会への参加者は、1社あたり2名までとする。

[説明会]

開催日時 平成18年11月6日（月）午後2時から（受付開始：午後1時40分から）

開催場所 名古屋市女性会館 3階 ホール

2) 現地見学会

希望者を対象に、次のとおり、現地見学会を開催する。参加希望者は、参加申込書(様式1)を平成18年11月2日(木)午後5時までに名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課へ提出すること(提出方法の詳細は様式1を参照すること)。なお、現地見学会への参加は、1社あたり2名までとする。

[現地見学会]

開催日時 平成18年11月7日(火)午後2時から午後4時まで

開催場所 名古屋市守山スポーツセンター(仮称)事業予定地(資料1参照)

3) 実施方針等に関する質問受付、回答公表

平成18年11月8日(水)から11月17日(金)までの間、名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課において、実施方針等に関する質問を郵送又は電子メールにて受け付ける。なお、本事業のPFIに係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

質問の提出方法、書式等については、様式2を参照すること。質問に対する回答は、質問者をはじめとした民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成18年12月15日(金)までに市ホームページにおいて公表する。

4) 実施方針等に関する意見の受付等

民間事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、平成18年11月8日(水)から11月17日(金)までの間、名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課において、実施方針等に対する意見を郵送又は電子メールにて受け付ける。

意見の提出方法、書式等については、様式3を参照すること。

なお、市は、提出された意見に関して、承諾を得たものについては市ホームページにより公開するが、個別に回答は行わないものとする。また、民間事業者等から提出のあった意見のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

5) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者等の意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、市ホームページにより速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

6) 特定事業の選定

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、本件整備・運営事

業をPFI事業として実施することの適否を評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

7) 入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの質問・意見等を踏まえ、入札公告を行い入札説明書等を市ホームページにおいて公表・交付する。

8) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表

入札説明書等に記載されている内容について質問を受け付けるものとする。

その質問に対する回答は、資格審査通過者をはじめとした民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き市ホームページにおいて公表する。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

9) 参加表明の受付(資格審査書類の受付)、資格審査結果の通知

本事業の応募者から参加表明書及び資格審査に必要な書類を受け付け、資格審査を行い、審査結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。また、資格審査を通過しなかった応募者は、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

その後、資格審査通過者から、質問を受け付けることがある。

10) 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき入札書及び本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。なお、入札書及び事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

また、入札保証金は、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第5条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 応募者の参加資格要件

1) 応募者の参加要件等

応募各社は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

また応募各社は、他の応募各社として入札に参加することはできないものとする。

応募グループで申し込む場合には、参加表明書提出時に代表企業(名古屋市契約規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者とする。)の名称を明記し、必ず当該代表企業が応募手続きを行わなければならない。

応募に当たっては、応募企業は協力会社の名称及び携わる業務を、また、応募グループは当該応募グループの構成員及び協力会社の名称及び携わる業務を、それぞれ参加表明書に明記しなければならない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

入札公告の日から落札者決定前までの間に名古屋市指名停止要綱（平成 17 年 3 月 30 日付け財用第 28 号、平成 18 年 3 月 30 日付け 17 財監第 75 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更正手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年第 87 号）第 107 条によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による整理開始の申立てがなされている者又は整理開始を命じられている者（同法に基づく会社の整理終結の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

中小企業等共同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業共同組合等においては、当該組合の組合員が本件公告に係る入札に参加しない場合に限ること。

市が本事業について、アドバイザー業務を委託している企業及び当該企業と本アドバイザー業務において提携関係にある企業（以下「アドバイザー業務に関与する者」という。）と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、本事業のアドバイザー業務に関与する者は、次のとおりとする。

（ア）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

名古屋市中区錦 3-20-27

（イ）株式会社丹羽英二建築事務所

名古屋市中区金山 2-8-4

（ウ）渥美総合法律事務所・外国法共同事業

東京都千代田区内幸町 2-2-2

注）「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又は企業の出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

本事業の選定委員会の委員が属する法人その他の団体でないこと。

2) 応募各社の参加要件

応募各社のうち本施設の設計、工事監理、建設、維持管理、運営の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも1社がその要件を満たすこと。

ただし、本施設のうち建築物の工事監理業務と建設業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面若しくは人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ工事監理業務と建設業務を担当することはできない。

本施設の設計にあたる者は次の要件を満たすこと。

- (ア) 名古屋市契約規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (イ) 経営状況が健全であること。
注)「経営状況が健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないことをいう。
- (ウ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (エ) 平成9年4月1日以降、公告日の前日までに、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の体育館若しくは屋内プールを含む施設で、延べ面積が5,000平方メートル以上のものの設計(改修を除く)の実績を有する者であること。

本施設の工事監理にあたる者(建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の4第2項の規定に基づき配置するものとする。)は次の要件を満たすこと。

- (ア) 上記2) (ア)に同じ。
- (イ) 上記2) (イ)に同じ。
- (ウ) 上記2) (ウ)に同じ。
- (エ) 上記2) (エ)に同じ。

本施設の建設にあたる者は次の要件を満たすこと。

- (ア) 上記2) (ア)に同じ。
- (イ) 市における平成19年度及び平成20年度競争入札参加資格「建築工事A等級」の認定を受けている者であること。(ただし、一般共同企業体を除く。)
- (ウ) 市の平成19年度及び平成20年度競争入札参加資格審査申請書に添付して提出した経営事項審査結果通知書において建築一式工事の総合評点が1,200点以上であること。なお、審査基準日等の詳細については入札説明書等において示す。
- (エ) 平成9年4月1日以降、公告日の前日までに、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の体育館若しくは屋内プールを含む施設で、延べ面積が

5,000平方メートル以上のものの施工の実績を有する者であること。

なお、共同企業体としての施工実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。

本施設の維持管理にあたる者は次の要件を満たすこと。

(ア) 上記2) (ア)に同じ。

(イ) 上記2) (イ)に同じ。

(ウ) 平成9年4月1日以降に2年間以上の屋内プールの維持管理業務遂行の実績を有する者であること。

本施設の運営にあたる者は次の要件を満たすこと。

(ア) 上記2) (ア)に同じ。

(イ) 上記2) (イ)に同じ。

(ウ) 平成9年4月1日以降に2年間以上の屋内プールを含む施設での各種スポーツに関する教室又は事業の実績を有する者であること。

3) 応募者の構成員等の変更

応募各社が、落札者決定前までに、上記1)又は2)を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、開札の時より以前であって未だ入札を行っていない場合限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、参加資格の確認を受けた上で、変更することができるものとする。

(5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

1) 審査に関する基本的な考え方

選定委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。選定委員会の意見を受けて市が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示す。

また、市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、市又は選定委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

2) 選定委員会の設置

市が設置した選定委員会は、次の6名の委員により構成される。

委員長 奥野 信宏 (中京大学総合政策学部学部長)

副委員長 寺田 邦昭 (南山大学人文学部教授)

委員 伊藤 信義 (財団法人名古屋市体育協会会長)

委員 丹生谷美穂 (弁護士)

委員 鈴木 賢一 (名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授)
委員 三井 哲 (名古屋学院大学商学部教授)

なお、応募各社が、落札者決定前までに、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、応募者は失格とする。

3) 審査手順

審査は、資格審査と提案審査の2段階にて実施する。

提案審査では、提案価格のみならず、事業全体の基本的考え方、事業計画、資金計画、施設整備計画、運営・維持管理計画等の事業提案を選定委員会が総合的に評価する。各審査の主な視点は以下のとおりである。

資格審査

参加表明書とあわせて提出された資格審査書類をもとに、市は入札説明書等で示した参加要件及び資格等の要件等についての確認審査を行う。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなる。

なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等において示す。

提案審査

(ア) 基礎審査

市及び選定委員会において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査項目を充足していることを確認する。

初めに市は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

続いて、市及び選定委員会は、事業提案書に記載されている内容が、入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることについて確認する。その結果、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とする。

なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示す。

(イ) 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、選定委員会での評価検討に基づき、最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定する。

なお、審査事項は以下の事項を想定しており、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示す。

- ・施設の設計・建設に関する事項
- ・施設の運営に関する事項
- ・施設の維持管理に関する事項

・事業計画に関する事項 等

ただし、参加者が多数になると見込まれる場合は、提案審査を多段階により実施することがある。

4) 落札者の決定・公表

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、落札者（グループで入札する場合その構成員又は協力会社のいずれかの者）が、落札者決定時から事業契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条、第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

5) 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

6) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を P F I 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

(6) 契約に関する基本的な考え方

1) 基本協定の締結

市と落札者の全構成員は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

2) 特別目的会社の設立等

落札者は、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社を仮契約（内容は、3）

事業契約の締結を参照のこと。)締結前までに名古屋市内に設立するものとする。

特別目的会社は、会社法(平成17年法律第86号)に定める資本金1,000万円以上の非公開会社(株式会社のうち公開会社(その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社)でないもの)であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社とする。

特別目的会社は、市が認める場合を除き、本事業以外の事業を実施できないものとする。

応募企業又は応募グループの構成員の全ては、特別目的会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとする。なお、特別目的会社への出資者は、構成員以外の第三者からの出資を認めないものとする。

特別目的会社に対して出資する者は、事業契約が終了するまでは特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならないものとする。

3) 事業契約の締結

市は、基本協定締結後、事業者と本事業の契約に関する協議を行い、仮契約を締結し、名古屋市会の議決を経た後に事業契約を締結するものとする。事業契約は、設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定し、平成43年3月末日までの契約とする予定である。

なお、詳細については入札説明書等において公表する。

(7) 提案書類の取扱い

1) 提案書類の取扱い

入札参加者より提出を受けた提案書類は、返却しないものとする。

2) 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業においての公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、入札参加者が提出した事業提案書類は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定にあたって、市は入札参加者の意見を聴くものとする。

3) 特許権等

本事業に関する提案内容に含まれる特許権等の対象となっている、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果により生じた責任は、原則として入札参加者が負担するものとする。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

このリスク分担の考え方及び「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などを踏まえ、予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「資料2 リスク分担表」によるものとする。

なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問及び意見の結果を踏まえ、事業契約書案として入札説明書等において示す。

(2) 要求する性能等

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように施設の設計、建設、維持管理、運営を行うものとする。

なお、実施方針等に関する質問及び意見の結果を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。

(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

1) 事業者の責任の履行について

事業者は、事業契約書に従って責任を履行すること。

2) 契約保証金の納付等

事業契約の締結にあたっては、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険付保等による建設工事期間中の履行保証を行うことを想定している。

なお、詳細については入札説明書等において示す。

(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

1) モニタリングの目的

市は、事業契約に定める要求水準の達成状況や事業者が提供するサービス内容や財務状況を把握する為に、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

モニタリングの実施にあたっての具体的な時期及び方法に関しては、入札説明書等において提示し、事業契約書に規定するものとするが、詳細な実施方法については、事業契約締結後に市と事業者とが協議を行い決定するものとする。

2) モニタリングの実施時期及び概要

設計時

市は、事業者によって行われた設計が、提案書及び要求水準に適合するものであるか否かについて、設計完了時に市に対して提出される設計図書の確認を行う。

工事施工時

市は、のモニタリング実施後、工事施工前までに事業契約書で定めた工事の実施に必要な要件を充足しているか否かについて確認を行う。

さらに、市は、事業者が設置する工事監理者からの定期的に報告を受け、工事施工及び工事監理の状況について確認を行うとともに、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するため、建設工事期間中、必要な事項に係る中間確認を実施する。

工事完成、施設引渡時

市は、事業者から提出される施工記録及び完成検査結果の報告を受け、施設の状態が事業契約書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて、現場で確認を行うものとする。

施設供用開始後（運営期間）

市は、運営・維持管理開始後において、要求水準どおり運営・維持管理業務が遂行されているか、随時及び定期的に業務の実施状況を確認する。

財務状況（事業期間）

市は、事業期間中において毎年度、事業者より公認会計士等による監査を経た財務の状況について報告書の提出を求め、財務状況に関する確認を行う。

なお、財務状況については、事業者に資金を融資する金融機関（融資団）から、財務状況モニタリングに関して事業期間を通じて継続的に協力を得ることを予定している。事業者は、その点につき金融機関から協力が得られるよう十分配慮すること。

3) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担するものとする。事業者は市が実施するモニタリングに関する人的経費等については自らの負担により市に協力するものとする。モニタリングに係る費用の詳細については入札説明書等において示す。

4) モニタリング結果に対する措置

モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、事業契約書に定められた水準を満たしていないと判断した場合、市は事業契約書に定める規定に従い、事業者

に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

しかし、市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、市は、事業者に対しサービス購入料の減額及びその他の措置を講ずるものとする。さらに改善されない場合、市が事業契約を解除することもありうる。

改善勧告やサービス購入料の減額等のモニタリングに係る詳細な手続き等については入札説明書等において示す。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

本事業の立地に関する事項については、「資料1 事業予定地」に示す。

(2) 施設要件に関する事項

要求施設の概要は次のとおりである。

第1競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,600 m²程度 【種目別利用可能面数】 - ハンドボール 1面 - テニス 2面 - バスケットボール 2面 - バレーボール(9人制) 2面 <li style="padding-left: 20px;">(6人制) 3面 - バドミントン 10面 - 卓球 12面 ・ ランニングコース ・ 観覧席(選手控席) 1,200席程度
第2競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 600 m²程度 【種目別利用可能面数】 - バレーボール 1面 - バドミントン 2面 - 卓球 5面 - 柔道・剣道・空手・なぎなた 各2面 ・ 観覧席(選手控席) 100席程度
軽運動室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 300 m²程度
トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 400 m²程度
屋内温水プール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25m × 6コース以上 ・ 幼児用プール(50 m²程度)
会議室(多目的室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 150 m²程度(3室分割が可能なもの)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付・事務室、更衣室
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 150台程度
駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100台程度

(3) 開館時間等に関する事項

名古屋市体育館条例施行規則に規定する既存のスポーツセンターの開館時間及び休館日は下表のとおりであるが、本事業では、要求施設については、市との協議により、休館日に開館し、又は開館時間を延長することができるものとする。

また、付加施設については、営業時間を応募者が提案することができるものとする。

既存スポーツセンターの開館時間

開館時間	【第1競技場、第2競技場、軽運動室】 全日 9:00～21:00 (第1、第3、第5日曜及び祝日は、18:00まで)
	【トレーニング室、屋内温水プール】 平日 10:00～20:30 日祝日 10:00～18:00
	【駐車場】 平日 8:45～21:05 (第1、第3、第5日曜及び祝日は、18:05まで)
休館日	・週1日 ・年末年始(12/29～翌1/3)

(4) 土地に関する事項

本事業の実施にあたり、市は、特定事業の用に供するために、原則として事業契約締結後から本施設の引渡し(平成22年11月末日予定)までの間、事業者との間で土地使用貸借契約を締結し、これに基づいて市有地である事業予定地を事業者に無償貸付することを予定している。なお、土地使用貸借契約は、市会の議決を経て締結することとなる。

また、事業者は特定民間事業の実施にあたり、市から行政財産である事業用地の一部の貸付を受けることとし、別途、名古屋市財産条例に定める貸付料を市に支払うものとする。詳細については、入札説明書等において示す。

5 . 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとるものとする。

1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約に規定する要求水準を満たさない場合、その他事業契約で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方針の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、事業契約を解除することができる。

この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合、市は事業者が生じた損害を賠償するものとする。

3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

(3) 金融機関と市との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結するものとする。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等を想定していない。

ただし、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、市と事業者で協議を行うものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 建設段階における建設費の一部支払

市は、建設費の一部について、交付金及び市債等により調達し、建設期間に事業者
に支払う予定である。

2) その他財政上及び金融上の支援

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（低
利融資）の対象事業であり、選定事業者が当該融資を利用することを前提として提
案することは可能であるが、選定事業者は自らのリスクでその活用を行うこととし、
市は同行からの調達の可否による条件変更は行わないものとする。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間企業等の提案喚起及び選定事業の安定性向上
にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同様の金利
を前提とすることとしており、この点に留意して提案を行うものとする。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合
わせるものとする。

8 . その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

市は、本事業に関する情報提供を、市ホームページを通じて適宜行う。

(2) 市会の議決

1) 債務負担行為の設定

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成 19 年 2 月定例会に提出する予定である。

2) 事業契約の締結等

市は、事業者との契約内容の合意後、仮契約を締結し、市が当事者となる事業契約の締結に関する議案を平成 20 年 2 月定例会に上程し議決を経た上で事業契約を締結する予定である。

3) 土地使用貸借契約の締結

市は、土地使用貸借契約に関する議案を平成 20 年 2 月定例会に上程し議決を経た上で土地使用貸借契約を締結する予定である。

4) 指定管理者の指定

市は、事業契約締結後、事業者の提案内容を踏まえ運営開始前までに、名古屋市において、関連の条例の改正等を行い、指定管理者の指定を行う予定である。

(3) 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 問合せ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電 話 : 0 5 2 - 9 7 2 - 3 2 8 5

メールアドレス : a3267@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

市ホームページ : <http://www.city.nagoya.jp/jigyounyusatsu/nagoya00029144.html>

実施方針に関する説明会・現地見学会参加申込書

名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業の実施方針に関する説明会・現地見学会に参加を申し込みます。

会社名		
所在地		
所属 / 役職		
担当者名		
電 話		
メールアドレス		
参加者名	説明会	(所属 / 役職)
		(氏名)
	現地見学会	(所属 / 役職)
		(氏名)

注) 1. 説明会及び現地見学会いずれも参加者は1社あたり2名以内とする。ただし、会場の定員を超過した場合には、減員をお願いする場合がある。

2. 提出方法は、原則として郵送又は電子メール（ファイル添付）にて名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課に、11月2日（木）午後5時までに提出すること。なお、電子メールによる場合ファイル形式はMicrosoft Wordとする。

実施方針等に関する質問書

名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業に関する実施方針及び添付資料に関して以下の質問がありますので提出します。

質問者	会社名	
	所在地	
	所属 / 役職	
	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
項目	資料名 （記入例：実施方針本文 / 別紙 1 / その他）	
	ページ （記入例：P6 / P6, 8 / P18-20）	
	項目 （記入例：3. (2) 1) ア）	
質問内容		

注) 1. 質問事項は本様式 1 枚につき 1 項目とし、質問が複数の場合シートをコピーすること。

2. 文章はできるだけ、簡潔なものとすること。

3. 提出方法は、原則として郵送または電子メール(ファイル添付)にて名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課に提出のこと。なお、電子メールによる提出の場合、ファイル形式はMicrosoft Excelとし、ファイルサイズは1MB以内、フォントはMSゴシックとする。

実施方針等に関する意見書

名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業に関する実施方針及び添付資料に関して以下の意見がありますので提出します。

意見者	会社名	
	所在地	
	所属 / 役職	
	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
項目	資料名 （記入例：実施方針本文 / 別紙 1 / その他）	
	ページ （記入例：P6 / P6, 8 / P18-20）	
	項目 （記入例：3. (2) 1) ア）	
意見内容		
公開の承諾	<input type="checkbox"/> 承諾する	<input type="checkbox"/> 承諾しない （いずれかに 印）

注) 1. 意見事項は本様式1枚につき1項目とし、意見が複数の場合シートをコピーすること。

2. 文章はできるだけ、簡潔なものとする。

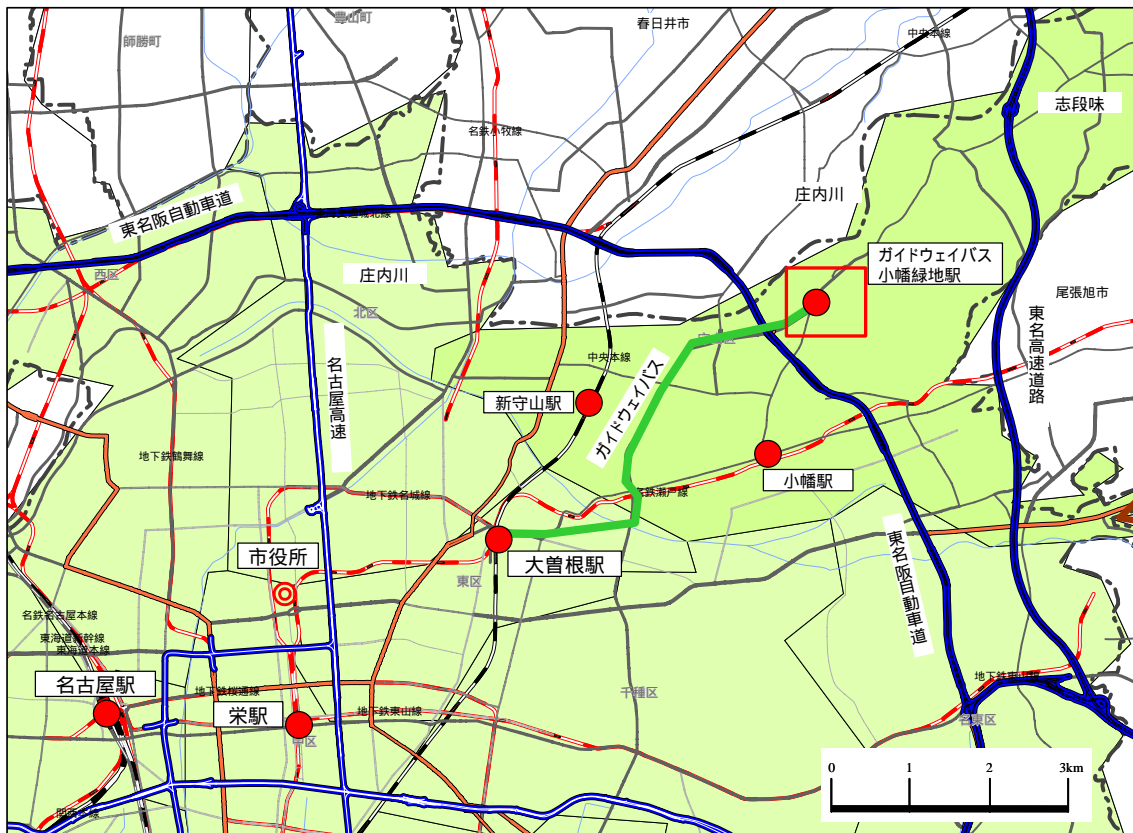
3. 提出方法は、原則として郵送または電子メール(ファイル添付)にて名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課に提出のこと。なお、電子メールによる提出の場合、ファイル形式はMicrosoft Excelとし、ファイルサイズは1MB以内、フォントはMSゴシックとする。

資料1 事業予定地

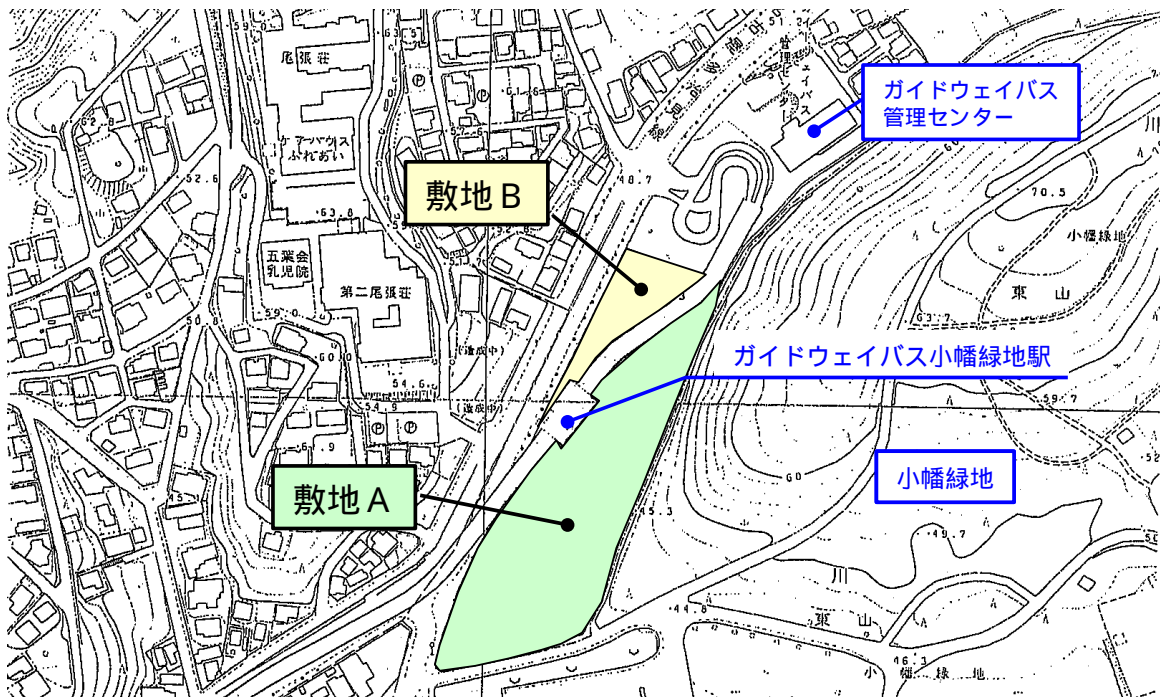
所在地	名古屋市守山区竜泉寺2丁目地内	
敷地面積	約 12,000 m ² (うち敷地A 約 10,000 m ²) (うち敷地B 約 2,000 m ²) 注) 敷地の区分は敷地図参照	
周辺状況	北側	ガイドウェイバス ¹ 管理センター
	東側	小幡緑地
	西側	県道名古屋多治見線
	南側	小幡緑地駐車場
用途地域	準住居地域	
その他地域地区	準防火地域	
建ぺい率 / 容積率	60% / 300%	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成規制区域・砂防指定地 ・ 敷地西側から北側へガイドウェイバス路線が縦断(敷地AとBの間にあるガイドウェイバス路線高架下部分は、駐車場として整備する。) ・ 敷地中央西側にガイドウェイバス「小幡緑地」駅 ・ 敷地の一部を現在、ガイドウェイバス利用者のパークアンドライド駐車場として使用中(工事着手前に事業終了予定。現況渡し。) 	

¹ 案内車輪をつけたバスが、道路の中央分離帯上に設けた高架の専用軌道(ガイドウェイ)を走る新交通システム。大曽根と小幡緑地を結ぶ。平成 13 年 3 月から名古屋ガイドウェイバス株式会社が営業を開始。

広域図



敷地図



資料2 リスク分担表

1. 共通事項

リスク項目		リスクの内容		分 担		備 考
				市	事業者	
社会リスク	周辺住民等への対応	1	本施設の設置に対する周辺住民等の反対運動、要望による計画遅延、条件変更、事業停止、費用の増大等に関するもの			
		2	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの			
	第三者賠償	3	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等			
		4	市の責めに帰すべき事由による第三者の賠償に関するもの			
	環境保全	5	事業予定地から環境保全すべきものの発見に関するもの			
		6	事業者が実施する業務に起因する、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの			
制度関連リスク	政治・行政	7	契約に関して議会の承認が得られない場合			
		8	市の政策の変更（本事業に直接影響を及ぼすもの）			
	法制度（条例、税制度含）	9	本事業の施設整備、運営・維持管理に直接の影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの			
		10	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの			
許認可取得	11	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの				
マーケットリスク	資金調達	12	当該事業に必要な資金の確保に関するもの			市の負担分を除く
	金利変動	13	事業契約締結から最初の基準金利決定日まで（建設期間）の金利変動による事業者の経費増減によるもの			
		14	基準金利決定日以降（運営期間）の金利変動による事業者の経費増減によるもの			運営 11 年目に改定
	物価変動	15	急激な物価変動（インフレ・デフレ）にともなう事業者の経費（サービス購入料相当分）の増減によるもの			建設期間を除く（建設期間は事業者負担）
16		上記以外の範囲内の物価変動に伴う事業者の経費の増減によるもの				
不可抗力リスク	不可抗力	17	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう）に伴い、設計及び工期の変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等の原因となりうるもの			
債務不履行リスク		18	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等			
		19	市の債務不履行、支払遅延、当該事業が不要になった場合等			

2. 計画段階

リスク項目		リスクの内容		分 担		備 考
				市	事業者	
設計リスク	設計	20	市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によるもの（事業者の事由による場合を除く）			
		21	事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの			
	測量、調査	22	地中障害物のために必要となった費用の負担及び工期の延長に関するもの			
		23	事業者が実施した測量、調査に関するもの			
	建設着工遅延	24	市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの			
		25	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの			

3. 建設段階

リスク項目	リスクの内容		分担		備考	
			市	事業者		
建設リスク	用地	26	地中障害物やその他予見できない事項に関するもの			
	工事監理	27	工事監理に関するもの			
	工事費増加	28	市の提示条件の不備及び指示による工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの			
		29	事業者の事由による工事費の増大に関するもの			
	工事遅延 (開館遅延)	30	着工後市の指示等、市の事由による工事の遅延(開館遅延)に関するもの			
		31	事業者の事由による工事の遅延(開館遅延)に関するもの			
	試運転	32	試運転の結果、契約で規定した要求性能の不適合によるもの			
	備品調達	33	備品の調達に関するもの			

4. 運営・維持管理段階

リスク項目	リスクの内容		分担		備考	
			市	事業者		
運営・維持管理リスク	計画変更	34	市の事由による事業内容、用途の変更に関するもの			
	運営・維持管理費用	35	事業者の事由による運営・維持管理費用の増減に関するもの			
	施設瑕疵	36	事業期間中に施設の瑕疵が見つかった場合			
	施設・設備損傷	37	施設設計・施工に起因するもの			
		38	施設・設備の老朽化、劣化に起因するもの			
		39	運営不備に起因するもの			
		40	警備不備等による第三者の行為に起因するもの			
	修繕費変動	41	修繕費が予測と異なり事業者の費用の増減に関するもの ただし大規模修繕は除く			
	備品更新	42	備品の損傷や更新についての費用負担に関するもの			
	利用者増減	43	想定を超えた利用者の増減による事業者の費用の増減に関するもの			
	利用者対応	44	運営において、利用者からの苦情、利用者間のトラブルといった利用者対応に関するもの			
	情報流出	45	事業者の責めによる個人情報流出に関するもの			
付帯事業等	46	付加施設の運営及び付帯事業の実施によるもの				

5. 契約終了段階

リスク項目	リスクの内容		分担		備考
			市	事業者	
施設退去・移管手続	47	契約終了にあたり本施設からの退去により発生する費用に関するもの及び事業終了後に事業者から市へ運営移管するための費用に関するもの			
性能確保	48	事業期間終了後における公共施設の性能確保に関するもの			

資料3 サービス購入料の考え方

1. サービス購入料等の構成

サービス購入料は、要求施設に係る施設整備費相当及び維持管理・運営費相当からなり、それぞれが下記の費用により構成されるものとする。

また、サービス購入料以外に事業者が要する費用としては、付加施設等に係る整備及び維持管理・運営費相当と付帯事業に係る費用がある。

項目		内 訳	構成される費用の内容
市が支払うサービス購入料	施設整備費相当	本施設の設計及び建設に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の設計及び建設に関する業務に要する費用 ・建中金利 ・事業者の資金調達に要する費用 ・事業者の開業に要する費用 ・その他本施設の設計及び建設事業を実施する上で必要となる費用
		割賦金利	<ul style="list-style-type: none"> ・割賦元金を元本とし、事業者が提案する金利により算出される支払金利
	維持管理・運営費相当	要求施設の維持管理及び運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・要求施設の維持管理及び運営業務に要する費用 ・その他要求施設の維持管理及び運営業務を実施する上で必要となる費用
事業者が負担する費用	付加施設事業費相当	付加施設等の整備並びに維持管理及び運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・付加施設の維持管理及び運営に必要な設備・備品等の設置に要する費用 ・その他付加施設の維持管理及び運営業務を実施する上で必要となる費用 ・自動販売機の設置、維持管理及び運営業務を実施する上で必要となる費用
	付帯事業費相当	付帯事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定民間事業に要する費用 ・民間教室事業に要する費用

2. 利用者より得られる収入の取扱い等

本事業の実施により利用者から得られる収入は、下表のとおり取り扱うものとする。

本事業では、要求施設の使用料を他スポーツセンターと同額とし、その料金を条例に規定する予定である。そのため、事業者は、要求施設及び他スポーツセンターの使用により利用者から支払われる使用料について、その徴収を代行し市に納付するものとする。

また、市総合体育館の競技場等専用利用により利用者から支払われる利用料金については、その収納を代行し市総合体育館の指定管理者に納付するものとする。

なお、市の事業として実施する教室等は、参加料を実費相当額として教室等の実施に要する経費に充当することとしているため、教室等の参加料収入は、事業者の収入とする。

一方、運營業務以外の業務については、全て事業者の直接収入となる。

事業者の収入に関する考え方の詳細は、入札説明書等において示す。

表 事業者が本事業の実施により利用者から得られる収入の帰属等（案）

事業区分		帰属	
運營業務	施設の使用料金徴収代行 (駐車場の使用料収入を含む)	市	
	市の事業として実施する教室等	事業者	
	市総合体育館の競技場等専用利用に係る利用料金収納代理	市総合体育館の 指定管理者	
	他スポーツセンターの競技場等専用利用に係る使用料金徴収代行	市	
その他関連業務	付加施設等の運営(事業内容は任意)	事業者(1)	
	付帯事業	特定民間事業	事業者(1)
		民間教室事業	事業者(2)

1：行政財産の貸付料は市に支払う

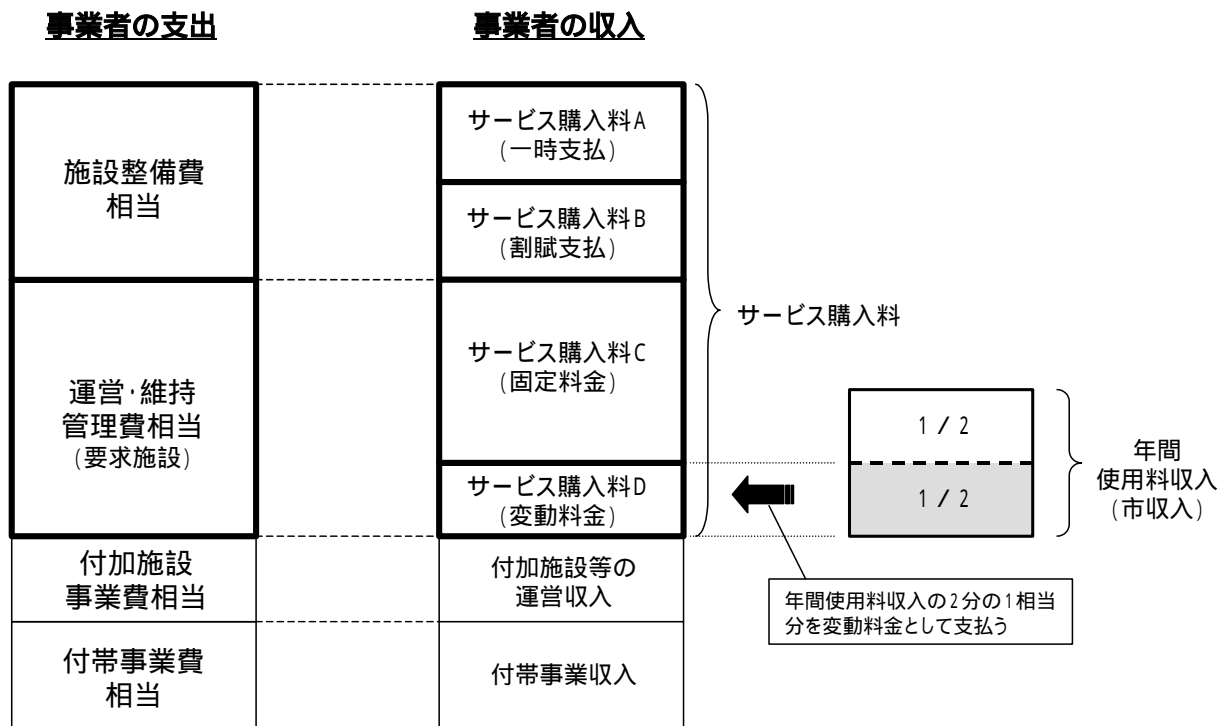
2：開館時間を延長した要求施設でスポーツ教室等を実施する場合の施設使用料は市に支払う

3. サービス購入料の仕組み

サービス購入料のうち、施設整備費相当としては、一時支払相当（サービス購入料A）と割賦支払相当（サービス購入料B）から構成されるとともに、運営・維持管理相当としては、事業実施に伴う収入等に関係のない固定的な対価（サービス購入料C）と使用料収入に応じて変動する対価（サービス購入料D）により構成される。

それらをイメージ化すると次のとおりとなる。なお、詳細については、入札説明書等において示す。

図 サービス購入料仕組みイメージ



付加施設事業費相当には、付加施設の運営及び維持管理費に相当するものの他に、維持管理・運営に必要な設備・備品等の設置に要する費用も含む。

(1) 施設整備相当分

サービス購入料A（一時支払）

本施設の設計及び建設に係る費用のうち事業契約書に定める一定の金額で、建設期間中に市が事業者に対して支払うものをいう。市は、当該対価の支払いにおいて、交付金、起債及び一般財源により資金を調達する予定である。

また支払いは、出来高に応じて毎年度末（ただし完成年度は引渡時）に行うこととする。

サービス購入料B（割賦支払）

本施設の設計及び建設に係る費用（付加施設の維持管理及び運営に必要な設備・備品等の設置に係る費用を除く。）のうち、次のaとbをあわせた金額をいう。

- a 本施設の設計及び建設に係る費用からサービス購入料Aを控除した額（割賦元金）
- b 割賦元金を元本とし、事業者が提案する支払金利により算出される金利支払額（割賦金利）

また支払いは、運営・維持管理相当分のサービス購入料と同様に、運営期間中に年4回、計81回にわたり均等払いすることとする。(第1回支払を除く)
 ただし、運営期間途中で支払金利の見直しを行うものとする。

(2) 運営・維持管理相当分

サービス購入料C(固定料金)

本施設の維持管理及び運営に係る費用のうち事業契約書に定める一定の金額で、運営期間中にわたり市が事業者に対して固定的に支払うものをいい、事業者が提案時点に見込んだ収入を前提に算定される「サービス購入料D(変動料金)」を基に、毎年固定的な対価として事業者が提案時に算定した金額とする。

また、支払回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期にそれぞれ年間支払額の4分の1を支払い、運営期間中に計81回支払う。ただし、第1回支払いは、4か月分を支払う。

サービス購入料D(変動料金)

本施設の維持管理及び運営業務において、利用者より支払われる年間使用料収入の2分の1に相当する金額をサービス購入料Dとする。使用料収入の多寡によりサービス購入料Dは変動する。

市は、各年度の使用料収入実績に基づき、2年後のサービス購入料Dの支払額を決定する。(例：平成22年度の使用料収入実績は、平成24年度のサービス購入料Dの支払額に反映する。)なお、供用を開始する平成22年度及び平成23年度のサービス購入料Dの支払額は固定額として、事業者が提案する額とする。

各年度のサービス購入料Dの支払額は、次表のとおりである。

年度	H22	H23	H24	~	H40	H41	H42
サービス購入料C (固定料金)	固定額	固定額	固定額		固定額	固定額	固定額
サービス購入料D (変動料金)	固定額	固定額	H22年度の収入実績を反映した額	~	H38年度の収入実績を反映した額	H39年度の収入実績を反映した額	H40年度の収入実績を反映した額

また、サービス購入料Dの支払回数は、サービス購入料Cと同様に、年4回とし、第1四半期から第4四半期にそれぞれ年間支払額の4分の1を支払い、運営期間中に計81回支払う。ただし、第1回支払は4か月分を支払う。

表 サービス購入料の支払方法等

項目		支払時期	支払回数
施設整備費相当	サービス購入料A	出来高に応じて年度末に支払い (ただし、完成年度は施設引渡時)	工期中 2又は3回
	サービス購入料B	運営期間(20年)にわたり均等払い (運営開始後11年目に金利の見直しあり)	81回 (年4回)
運営・維持管理費相当	サービス購入料C	運営期間にわたり総額を分割した均等額を四半期毎に支払い(年4回支払) (物価変動による見直し及び改定あり)	81回 (年4回)
	サービス購入料D	運営期間中にわたり計画収入を四半期毎に支払い(年4回支払) ただし、各年度の使用料収入実績に基づき、2年後のサービス購入料Dの支払額を決定する。	81回 (年4回)

4. サービス購入料の改定

市は、サービス購入料の改定について次の考え方に基づいて実施することとする。

なお、詳細は入札説明書等において示す。

- (1) 建設期間中の物価変動にともなうサービス購入料A及びBの改定は行わない。
- (2) 建設期間中の金利変動にともなうサービス購入料Bの改定は行う。
- (3) 運営期間中の物価変動にともなうサービス購入料Cの改定は物価変動率を勘案し、事業契約に規定する基準に適合した場合のみ行う。見直し時期は、毎年度1回とする。
- (4) 運営期間中の金利変動にともなうサービス購入料Bの改定は行う。改定時期は、運営開始後11年目に行う。
- (5) 運営期間中の関連条例改正に伴い施設使用料を変更した場合、サービス購入料C及びDの改定を行う場合がある。

5. サービス購入料の減額等

市は、本事業の実施に関する各業務等のモニタリングを行い、施設の設計・建設及び運営・維持管理状況について、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、事業契約書の規定に従い、事業者に対し改善措置の通告やサービス購入料の減額等の措置をとるものとする。

また、制度の変更等により予定していた業務が不要となった場合又は新たな業務を追加する場合などに、市と事業者は協議を行うものとする。

なお詳細については、入札説明書等において示す。